

宮崎市条例第62号

宮崎市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項の規定に基づく個人番号の利用及び法第19条第9号の規定に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害者関係情報 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者に関する情報
- (2) 中国残留邦人等支援給付等関係情報 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する情報
- (3) 生活保護関係情報 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報
- (4) 地方税関係情報 地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報
- (5) 児童手当関係情報 児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当又は特例給付の支給に関する情報
- (6) 児童扶養手当関係情報 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報
- (7) 介護保険給付等関係情報 介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報
- (8) 医療保険給付関係情報 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療に関する給付の支給又は保険料（地方税法の規定による国民健康保険税を含む。）の徴収に関する情報
- (9) 障害者自立支援給付関係情報 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給に関する情報

2 前項に規定するもののほか、この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(個人番号の利用範囲)

第3条 法第9条第2項の条例で定める事務は、次に掲げる事務とする。

- (1) 別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務

(2) 別表第2の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務

(3) 市長又は教育委員会が行う法別表第2の第2欄に掲げる事務

2 別表第2の左欄に掲げる機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

3 市長又は教育委員会は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、当該事務に対応する同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

4 第2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(特定個人情報の提供)

第4条 法第19条第9号の規定により特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の情報照会機関の欄に掲げる機関が、同表の情報提供機関の欄に掲げる機関に対し、同表の事務の欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の特定個人情報の欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の情報提供機関の欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

2 前条第4項の規定は、前項の規定による特定個人情報の提供があった場合について準用する。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。ただし、第3条第1項第3号、同条第2項ただし書及び第3項並びに別表第2の17の項の規定は、法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

機関	事務
1 市長	宮崎市遺児福祉手当支給条例（昭和45年条例第5号）による遺児福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
2 市長	宮崎市乳幼児医療費助成に関する条例（平成12年条例第62号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの

3 市長	宮崎市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例（平成7年条例第5号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
4 市長	宮崎市重度心身障害者医療費助成に関する条例（昭和50年条例第41号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
5 市長	宮崎市営住宅条例（平成9年条例第61号）による公営住宅等（市が国の補助を受けずに設置及び管理を行うものに限る。以下同じ。）の管理に関する事務であって規則で定めるもの
6 市長	宮崎市山村定住住宅条例（平成17年条例第200号）による山村定住住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの
7 市長	障害者等の日常生活及び社会生活を支援するための補助金等の交付に関する事務であって規則で定めるもの
8 市長	介護保険法による居宅サービス、地域密着型サービス、介護予防サービス又は地域密着型介護予防サービスの利用者の負担を軽減するための補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの
9 市長	要介護者等に対する住宅改修の費用に係る補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの
10 市長	生活保護法に準じて実施する生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの
11 教育委員会	学校教育法（昭和22年法律第26号）による就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対する援助（以下「就学援助」という。）に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2（第3条関係）

機関	事務	特定個人情報
1 市長	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴	障害者関係情報、宮崎市遺児福祉手当支給条例による遺児福祉手当の支給に関する情報、

	収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	宮崎市乳幼児医療費助成に関する条例による医療費の助成に関する情報、宮崎市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例による医療費の助成に関する情報又は宮崎市重度心身障害者医療費助成に関する条例による医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの
2 市長	公営住宅法（昭和26年法律第193号）による公営住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの	中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
3 市長	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成5年法律第52号）による賃貸住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報又は生活保護法に準じて実施する生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報（以下「外国人生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの
4 市長	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報、宮崎市遺児福祉手当支給条例による遺児福祉手当の支給に関する情報、宮崎市乳幼児医療費助成に関する条例による医療費の助成に関する情報、宮崎市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例による医療費の助成に関する情報又は宮崎市重度心身障害者医療費助成に関する条例による医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの
5 市長	健康増進法（平成14年法律第103号）による健康増進事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
6 市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業	障害者関係情報、生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、地方税関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの

	の実施に関する事務であって規則で定めるもの	
7 市長	宮崎市遺児福祉手当支給条例による遺児福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
8 市長	宮崎市乳幼児医療費助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、地方税関係情報、児童手当関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
9 市長	宮崎市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報、児童扶養手当関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、地方税関係情報、宮崎市重度心身障害者医療費助成に関する条例による医療費の助成に関する情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
10 市長	宮崎市重度心身障害者医療費助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報、生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、地方税関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
11 市長	宮崎市営住宅条例による公営住宅等の管理に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報、生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、地方税関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
12 市長	宮崎市山村定住住宅条例による山村定住住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報、生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、地方税関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの

1 3 市長	障害者等の日常生活及び社会生活を支援するための補助金等の交付に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報又は地方税関係情報であって規則で定めるもの
1 4 市長	介護保険法による居宅サービス、地域密着型サービス、介護予防サービス又は地域密着型介護予防サービスの利用者の負担を軽減するための補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、地方税関係情報、介護保険給付等関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
1 5 市長	要介護者等に対する住宅改修の費用に係る補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、地方税関係情報、介護保険給付等関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
1 6 市長	生活保護法に準じて実施する生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報、児童福祉法（昭和22年法律第164号）による小児慢性特定疾病医療費の支給若しくは療育の給付若しくは母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による資金の貸付け若しくは給付金の支給に関する情報、生活保護関係情報、児童扶養手当関係情報、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当若しくは昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報、地方税関係情報、母子保健法（昭和40年法律第141号）による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当関係情報、介護保険給付等関係情報、障害者自立支援給付関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、障害者関係情報、宮崎市遺児福祉手当支給条例

		による遺児福祉手当の支給に関する情報、宮崎市乳幼児医療費助成に関する条例による医療費の助成に関する情報、宮崎市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例による医療費の助成に関する情報、宮崎市重度心身障害者医療費助成に関する条例による医療費の助成に関する情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
17 市長	法別表第2の第2欄に掲げる事務（当該事務に対応する同表の第4欄に生活保護関係情報が掲げられているものに限る。）であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの

別表第3（第4条関係）

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 市長	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	学校保健安全法（昭和33年法律第56号）による医療に要する費用についての援助に関する情報であって規則で定めるもの
2 市長	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報であって規則で定めるもの
3 市長	宮崎市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報であって規則で定めるもの
4 市長	生活保護法に準じて	教育委員会	学校保健安全法による医療に

	実施する生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの		要する費用についての援助に関する情報であって規則で定めるもの
5 教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって規則で定めるもの	市長	生活保護関係情報、児童扶養手当関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、地方税関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
6 教育委員会	就学援助に関する事務であって規則で定めるもの	市長	生活保護関係情報、児童扶養手当関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、地方税関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの

宮崎市規則第 8 3 号

宮崎市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則
(趣旨)

第 1 条 この規則は、宮崎市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 27 年条例第 6 2 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(条例別表第 1 に定める事務)

第 2 条 条例別表第 1 の 1 の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 宮崎市遺児福祉手当支給条例（昭和 4 5 年条例第 5 号）第 4 条の受給資格の認定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務
- (2) 宮崎市遺児福祉手当支給条例第 7 条第 1 項に規定する遺児福祉手当の支給の制限に関する事務

第 3 条 条例別表第 1 の 2 の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 宮崎市乳幼児医療費助成に関する条例（平成 1 2 年条例第 6 2 号）第 4 条第 1 項の助成を受けることができる乳幼児である旨の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- (2) 宮崎市乳幼児医療費助成に関する条例第 7 条第 1 項の保険医療機関等への支払又は同条第 3 項の助成の申請の受理、その申請に係る事実についての審査若しくはその申請に対する応答に関する事務

第 4 条 条例別表第 1 の 3 の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 宮崎市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例（平成 7 年条例第 5 号）第 5 条第 1 項の助成対象者であることについての認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- (2) 宮崎市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例第 7 条第 1 項の助成の申請の受理、その申請に係る事実についての審査若しくはその申請に対する応答又は同条第 3 項の保険医療機関等への支払に関する事務

第 5 条 条例別表第 1 の 4 の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 宮崎市重度心身障害者医療費助成に関する条例（昭和 5 0 年条例第 4 1 号）第 4 条第 1 項の助成対象者である旨の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- (2) 宮崎市重度心身障害者医療費助成に関する条例第 7 条第 1 項の助成の申請の受理、その申請に係る事実についての審査若しくはその申請に対する応答又は同条第 3 項の保険医療機関等への支払に関する事務
- (3) 宮崎市重度心身障害者医療費助成に関する条例施行規則（昭和 5 0 年規則第 2 7 号）第 8 条の受給資格者証の更新の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

第 6 条 条例別表第 1 の 5 の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 宮崎市営住宅条例（平成 9 年条例第 6 1 号）第 7 条の入居の申込みの受理、その申

込みに係る事実についての審査又はその申込みに対する応答に関する事務

- (2) 宮崎市営住宅条例第13条第1項の収入の申告の受理、その申告に係る事実についての審査又はその申告に対する応答に関する事務
- (3) 宮崎市営住宅条例第14条（同条例第28条第4項、第29条第8項及び第55条第2項において準用する場合を含む。）の家賃若しくは金銭の減免若しくは徴収の猶予の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- (4) 宮崎市営住宅条例第15条第1項（同条例第28条第4項、第29条第8項及び第55条第2項において準用する場合を含む。）の家賃又は同条例第16条第1項の敷金の徴収に関する事務
- (5) 宮崎市営住宅条例第16条第2項の敷金の減免若しくは徴収の猶予の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- (6) 宮崎市営住宅条例第25条第1項若しくは第26条第1項の承認の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- (7) 宮崎市営住宅条例第29条第1項又は第32条第1項の明渡しの請求に関する事務
- (8) 宮崎市営住宅条例第29条第5項の家賃の決定又は同条第6項の金銭の徴収に関する事務
- (9) 宮崎市営住宅条例第29条第7項の期限の延長の申出の受理、その申出に係る事実についての審査又はその申出に対する応答に関する事務
- (10) 宮崎市営住宅条例第31条の収入状況の報告の請求等に関する事務

第7条 条例別表第1の6の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 宮崎市山村定住住宅条例（平成17年条例第200号）第6条第1項の入居の申込みの受理、その申込みに係る事実についての審査又はその申込みに対する応答に関する事務
- (2) 宮崎市山村定住住宅条例第8条第1項若しくは第9条第1項の承認の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- (3) 宮崎市山村定住住宅条例第11条（同条例第13条第2項において準用する場合を含む。）の家賃若しくは敷金の減免若しくは徴収の猶予の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- (4) 宮崎市山村定住住宅条例第20条第1項の明渡しの請求に関する事務

第8条 条例別表第1の7の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 重度の障害を有する者に対するタクシーの運賃若しくはガソリンの購入に要する費用の助成の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- (2) 重度の腎臓機能障害を有する者に対するタクシーの運賃若しくはガソリンの購入に要する費用の助成の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

第9条 条例別表第1の8の項の規則で定める事務は、補助金の交付の対象となる者である旨の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。

第10条 条例別表第1の9の項の規則で定める事務は、補助金の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。

第11条 条例別表第1の10の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第19条第1項の規定に準じて実施する生活に困窮する外国人（以下単に「外国人」という。）に対する保護の実施に関する事務
- (2) 生活保護法第24条第1項の規定に準じて実施する外国人に対する保護の開始若しくは同条第9項の規定に準じて実施する外国人に対する保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- (3) 生活保護法第25条第1項の規定に準じて職権をもって実施する外国人に対する保護の開始又は同条第2項の規定に準じて職権をもって実施する外国人に対する保護の変更に関する事務
- (4) 生活保護法第26条の規定に準じて実施する外国人に対する保護の停止又は廃止に関する事務
- (5) 生活保護法第55条の4第1項の規定に準じて実施する外国人に対する就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- (6) 生活保護法第63条の規定に準じて実施する外国人に対する保護に要する費用の返還に関する事務
- (7) 生活保護法第77条第1項又は第78条第1項から第3項までの規定に準じて実施する外国人に対する保護に係る徴収金の徴収（同法第78条の2第1項又は第2項の規定に準じて実施する外国人に対する保護に係る徴収金の徴収を含む。）に関する事務

第12条 条例別表第1の11の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条の援助の対象となる保護者（同法第16条に規定する保護者をいう。第35条において同じ。）の認定に関する事務
- (2) 学用品の購入費、通学用品の購入費等の支給に関する事務
（条例別表第2に定める事務及び情報）

第13条 条例別表第2の1の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

- (1) 生活保護法第19条第1項の保護の実施に関する事務 次に掲げる情報
 - イ 生活保護法第6条第2項の要保護者又は同条第1項の被保護者であった者（以下「要保護者等」という。）に係る身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
 - ロ 要保護者等に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
 - ハ 要保護者等に係る宮崎市遺児福祉手当支給条例第5条の遺児福祉手当の支給に関する情報

ニ 要保護者等に係る宮崎市乳幼児医療費助成に関する条例第6条の助成に関する情報

ホ 要保護者等に係る宮崎市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例第6条の助成に関する情報

ヘ 要保護者等に係る宮崎市重度心身障害者医療費助成に関する条例第6条の助成に関する情報

(2) 生活保護法第24条第1項の保護の開始又は同条第9項の保護の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務 前号に掲げる情報

(3) 生活保護法第25条第1項の職権による保護の開始又は同条第2項の職権による保護の変更に関する事務 第1号に掲げる情報

(4) 生活保護法第26条の保護の停止又は廃止に関する事務 第1号に掲げる情報

(5) 生活保護法第77条第1項又は第78条第1項から第3項までの徴収金の徴収（同法第78条の2第1項又は第2項の徴収金の徴収を含む。）に関する事務 第1号に掲げる情報

第14条 条例別表第2の2の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 公営住宅法（昭和26年法律第193号）第16条第4項（同法第28条第3項及び第29条第8項において準用する場合を含む。）の家賃若しくは金銭又は同法第18条第2項の敷金の減免の申請に係る事実についての審査に関する事務 公営住宅法第2条第2号の公営住宅の入居者又は同居者に係る中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項若しくは第3項の支援給付の支給の実施、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号。以下「平成19年改正法」という。）附則第4条第1項の支援給付の支給の実施又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号。以下「平成25年改正法」という。）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた平成25年改正法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（以下「旧法」という。）第14条第1項の支援給付、平成25年改正法附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた旧法第14条第3項の支援給付若しくは平成25年改正法附則第2条第3項の支援給付の支給の実施に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付実施関係情報」という。）

(2) 公営住宅法第19条（同法第28条第3項及び第29条第8項において準用する場合を含む。）の家賃、敷金又は金銭の徴収の猶予の申請に係る事実についての審査に関する事務 前号に掲げる情報

(3) 公営住宅法第25条第1項の入居の申込みに係る事実についての審査に関する事務 第1号に掲げる情報

(4) 公営住宅法第27条第5項又は第6項の承認の申請に係る事実についての審査に関する事務

する事務 第1号に掲げる情報

(5) 公営住宅法第29条第7項の明渡しに係る期限の延長の申出に係る事実についての審査に関する事務 第1号に掲げる情報

(6) 公営住宅法第32条第1項の明渡しの請求に関する事務 第1号に掲げる情報

(7) 宮崎市営住宅条例で定める公営住宅及び共同施設の管理に関する事務 第1号に掲げる情報

第15条 条例別表第2の3の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 宮崎市営住宅条例第50条において準用する同条例第7条の入居の申込みに係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

イ 宮崎市営住宅条例第3条第4号の特定公共賃貸住宅の入居者又は同居者（以下この号において「特定公共賃貸住宅入居者等」という。）に係る生活保護法第19条第1項の保護の実施、同法第24条第1項の保護の開始若しくは同条第9項の保護の変更、同法第25条第1項の職権による保護の開始若しくは同条第2項の職権による保護の変更又は同法第26条の保護の停止若しくは廃止に関する情報（以下「生活保護実施関係情報」という。）

ロ 特定公共賃貸住宅入居者等に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

ハ 特定公共賃貸住宅入居者等に係る生活保護法第19条第1項の規定に準じて実施する外国人に対する保護の実施、同法第24条第1項の規定に準じて実施する外国人に対する保護の開始若しくは同条第9項の規定に準じて実施する外国人に対する保護の変更、同法第25条第1項の規定に準じて職権をもって実施する外国人に対する保護の開始若しくは同条第2項の規定に準じて職権をもって実施する外国人に対する保護の変更又は同法第26条の規定に準じて実施する外国人に対する保護の停止若しくは廃止に関する情報（以下「外国人生活保護実施関係情報」という。）

(2) 宮崎市営住宅条例第50条において準用する同条例第14条の家賃の減免又は徴収の猶予の申請に係る事実についての審査に関する事務 前号に掲げる情報

(3) 宮崎市営住宅条例第50条において準用する同条例第15条第1項の家賃又は同条例第50条において準用する同条例第16条第1項の敷金の徴収に関する事務 第1号に掲げる情報

(4) 宮崎市営住宅条例第50条において準用する同条例第16条第2項の敷金の減免又は徴収の猶予の申請に係る事実についての審査に関する事務 第1号に掲げる情報

(5) 宮崎市営住宅条例第50条において準用する同条例第25条第1項又は第26条第1項の承認の申請に係る事実についての審査に関する事務 第1号に掲げる情報

(6) 宮崎市営住宅条例第50条において準用する同条例第31条の収入状況の報告の請求等に関する事務 第1号に掲げる情報

(7) 宮崎市営住宅条例第50条において準用する同条例第32条第1項（第7号を除く。）の明渡しの請求に関する事務 第1号に掲げる情報

第16条 条例別表第2の4の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報と

する。

- (1) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第1項若しくは第3項の支援給付の支給の実施、平成19年改正法附則第4条第1項の支援給付の支給の実施又は平成25年改正法附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた旧法第14条第1項の支援給付、平成25年改正法附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた旧法第14条第3項の支援給付若しくは平成25年改正法附則第2条第3項の支援給付の支給の実施に関する事務 次に掲げる情報
 - イ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第1項若しくは第3項の支援給付、平成19年改正法附則第4条第1項の支援給付、平成25年改正法附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた旧法第14条第1項の支援給付、平成25年改正法附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた旧法第14条第3項の支援給付若しくは平成25年改正法附則第2条第3項の支援給付の支給を必要とする状態にある者又はこれらの支給を受けていた者（以下「要支援者等」という。）に係る身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
 - ロ 要支援者等に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
 - ハ 要支援者等に係る宮崎市遺児福祉手当支給条例第5条の遺児福祉手当の支給に関する情報
 - ニ 要支援者等に係る宮崎市乳幼児医療費助成に関する条例第6条の助成に関する情報
 - ホ 要支援者等に係る宮崎市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例第6条の助成に関する情報
 - ヘ 要支援者等に係る宮崎市重度心身障害者医療費助成に関する条例第6条の助成に関する情報
- (2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項（平成19年改正法附則第4条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）若しくは平成25年改正法附則第2条第1項若しくは第2項の規定によりなお従前の例によることとされた旧法第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法第24条第1項の開始又は同条第9項の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務 前号に掲げる情報
- (3) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項若しくは平成25年改正法附則第2条第1項若しくは第2項の規定によりなお従前の例によることとされた旧法第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法第25条第1項の職権による開始又は同条第2項の職権による変更に関する事務 第1号に掲げる情報
- (4) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項若しくは平成25年改正法附則第2条

第1項若しくは第2項の規定によりなお従前の例によることとされた旧法第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法第26条の保護の停止又は廃止に関する事務 第1号に掲げる情報

- (5) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項若しくは平成25年改正法附則第2条第1項若しくは第2項の規定によりなお従前の例によることとされた旧法第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法第77条第1項又は第78条第1項から第3項までの徴収金の徴収（同法第78条の2第1項又は第2項の徴収金の徴収を含む。）に関する事務 第1号に掲げる情報

第17条 条例別表第2の5の項の規則で定める事務は、健康増進法施行規則（平成15年厚生労働省令第86号）第4条の2第1号に規定する歯周疾患検診、同条第2号に規定する骨粗鬆症^{しょう}検診又は同条第6号に規定するがん検診に係る自己負担金の免除の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報とする。

第18条 条例別表第2の6の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

- (1) 地域生活支援給付費（障害者等が、市長が別に定めるところにより指定する地域生活支援事業サービス（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条第1項第8号若しくは第9号に掲げる事業又は同条第3項に規定する事業で市長が別に定めるものをいう。以下この号において同じ。）を行う者から当該指定に係る地域生活支援事業サービスを受けたときに、当該障害者等に対し、当該指定に係る地域生活支援事業サービスに要した費用について市長が別に定めるところにより支給するものをいう。以下この条において同じ。）の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

イ 当該申請を行う障害者又は当該申請に係る障害児に係る身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

ロ 当該申請を行う障害者又は当該申請に係る障害児に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

ハ 当該申請を行う障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該申請に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報

ニ 当該申請を行う障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該申請に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

ホ 当該申請を行う障害者若しくは当該障害者の配偶者又は当該申請に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報

ヘ 当該申請を行う障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該申請に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る外国人生

活保護実施関係情報

(2) 地域生活支援給付費の支給決定の変更に関する事務 次に掲げる情報

- イ 当該変更に係る障害者又は当該変更に係る障害児に係る身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
- ロ 当該変更に係る障害者又は当該変更に係る障害児に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
- ハ 当該変更に係る障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報
- ニ 当該変更に係る障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報
- ホ 当該変更に係る障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護実施関係情報

(3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条第1項第6号に規定する日常生活上の便宜を図るための用具の給付の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

- イ 当該申請を行う障害者又は当該申請に係る障害児に係る身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
- ロ 当該申請を行う障害者又は当該申請に係る障害児に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

第19条 条例別表第2の7の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

- (1) 宮崎市遺児福祉手当支給条例第4条の受給資格の認定の請求に係る事実についての審査に関する事務 当該請求を行う者に係る市町村民税に関する情報
- (2) 宮崎市遺児福祉手当支給条例第7条第1項に規定する遺児福祉手当の支給の制限に関する事務 受給資格者（同条例第4条に規定する受給資格者をいう。）に係る市町村民税に関する情報

第20条 条例別表第2の8の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

- (1) 宮崎市乳幼児医療費助成に関する条例第4条第1項の助成を受けることができる乳幼児である旨の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報
 - イ 当該申請に係る乳幼児に係る生活保護実施関係情報
 - ロ 当該申請に係る乳幼児に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報
 - ハ 当該申請に係る乳幼児の保護者（宮崎市乳幼児医療費助成に関する条例第2条第2項に規定する保護者をいう。以下この号において同じ。）に係る市町村民税に関

する情報

ニ 当該申請に係る乳幼児の保護者に係る児童手当法（昭和46年法律第73号）第8条第1項（同法附則第2条第3項において準用する場合を含む。）の児童手当又は特例給付（同法附則第2条第1項の給付をいう。）の支給に関する情報

ホ 当該申請に係る乳幼児に係る外国人生活保護実施関係情報

(2) 宮崎市乳幼児医療費助成に関する条例第7条第1項の保険医療機関等への支払又は同条第3項の助成の申請に係る事実についての審査に関する事務 前号（ニを除く。）に掲げる情報

第21条 条例別表第2の9の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 宮崎市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例第5条第1項の助成対象者であることについての認定の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

イ 当該申請を行う者に係る生活保護実施関係情報

ロ 当該申請を行う者に係る児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第4条第1項の児童扶養手当の支給に関する情報

ハ 当該申請を行う者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

ニ 当該申請を行う者又はその保護者（宮崎市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例第4条第1項第5号から第9号までに規定する者をいう。）に係る市町村民税に関する情報

ホ 当該申請を行う者に係る宮崎市重度心身障害者医療費助成に関する条例第6条の助成に関する情報

へ 当該申請を行う者に係る外国人生活保護実施関係情報

(2) 宮崎市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例第7条第1項の助成の申請に係る事実についての審査又は同条第3項の保険医療機関等への支払に関する事務 前号に掲げる情報

第22条 条例別表第2の10の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 宮崎市重度心身障害者医療費助成に関する条例第4条第1項の助成対象者である旨の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

イ 当該申請を行う者に係る身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

ロ 当該申請を行う者に係る生活保護実施関係情報

ハ 当該申請を行う者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

ニ 当該申請を行う者又は当該者の配偶者若しくは扶養義務者に係る市町村民税に関する情報

ホ 当該申請を行う者に係る外国人生活保護実施関係情報

(2) 宮崎市重度心身障害者医療費助成に関する条例第7条第1項の助成の申請に係る事実についての審査又は同条第3項の保険医療機関等への支払に関する事務 前号に掲

げる情報

- (3) 宮崎市重度心身障害者医療費助成に関する条例施行規則第8条の受給資格者証の更新の申請に係る事実についての審査に関する事務 第1号に掲げる情報

第23条 条例別表第2の11の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

- (1) 宮崎市営住宅条例第7条の入居の申込みに係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

イ 宮崎市営住宅条例第3条第3号の公営住宅等（市が国の補助を受けずに設置及び管理を行うものに限る。）の入居者又は同居者（以下この号において「公営住宅等の入居者等」という。）に係る身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

ロ 公営住宅等の入居者等に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

ハ 公営住宅等の入居者等に係る生活保護実施関係情報

ニ 公営住宅等の入居者等に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

ホ 公営住宅等の入居者等に係る市町村民税に関する情報

ヘ 公営住宅等の入居者等に係る外国人生活保護実施関係情報

- (2) 宮崎市営住宅条例第12条第1項又は第28条第3項の家賃の決定に関する事務 前号（ハ、ニ及びヘを除く。）に掲げる情報

- (3) 宮崎市営住宅条例第14条（同条例第28条第4項、第29条第8項及び第55条第2項において準用する場合を含む。）の家賃又は金銭の減免又は徴収の猶予の申請に係る事実についての審査に関する事務 第1号に掲げる情報

- (4) 宮崎市営住宅条例第16条第2項の敷金の減免又は徴収の猶予の申請に係る事実についての審査に関する事務 第1号に掲げる情報

- (5) 宮崎市営住宅条例第25条第1項又は第26条第1項の承認の申請に係る事実についての審査に関する事務 第1号に掲げる情報

- (6) 宮崎市営住宅条例第29条第1項の明渡しの請求に関する事務 第2号に掲げる情報

- (7) 宮崎市営住宅条例第29条第7項の期限の延長の申出に係る事実についての審査に関する事務 第1号（ホを除く。）に掲げる情報

- (8) 宮崎市営住宅条例第32条第1項の明渡しの請求に関する事務 前号に掲げる情報

第24条 条例別表第2の12の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

- (1) 宮崎市山村定住住宅条例第6条第1項の入居の申込みに係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

イ 宮崎市山村定住住宅条例第3条の山村定住住宅の入居者又は同居者（以下この号において「山村定住住宅の入居者等」という。）に係る身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

- ロ 山村定住住宅の入居者等に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
- ハ 山村定住住宅の入居者等に係る生活保護実施関係情報
- ニ 山村定住住宅の入居者等に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報
- ホ 山村定住住宅の入居者等に係る市町村民税に関する情報
- ヘ 山村定住住宅の入居者等に係る外国人生活保護実施関係情報

- (2) 宮崎市山村定住住宅条例第8条第1項又は第9条第1項の承認の申請に係る事実についての審査に関する事務 前号に掲げる情報
- (3) 宮崎市山村定住住宅条例第11条（同条例第13条第2項において準用する場合を含む。）の家賃又は敷金の減免又は徴収の猶予の申請に係る事実についての審査に関する事務 第1号に掲げる情報
- (4) 宮崎市山村定住住宅条例第20条第1項の明渡しの請求に関する事務 第1号（ホを除く。）に掲げる情報

第25条 条例別表第2の13の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

- (1) 重度の障害を有する者に対するタクシーの運賃又はガソリンの購入に要する費用の助成の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報
 - イ 当該申請を行う者に係る身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
 - ロ 当該申請を行う者に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
 - ハ 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報
- (2) 重度の腎臓機能障害を有する者に対するタクシーの運賃又はガソリンの購入に要する費用の助成の申請に係る事実についての審査に関する事務 前号（ロを除く。）に掲げる情報

第26条 条例別表第2の14の項の規則で定める事務は、補助金の交付の対象となる者である旨の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、次に掲げる情報とする。

- (1) 当該申請を行う者に係る生活保護実施関係情報
- (2) 当該申請を行う者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報
- (3) 当該申請を行う者又は当該者と同居の若しくは当該者と生計を一にする別居の者に係る市町村民税に関する情報
- (4) 当該申請を行う者に係る介護保険法（平成9年法律第123号）第18条第1号の介護給付、同条第2号の予防給付又は同条第3号の市町村特別給付の支給に関する情報
- (5) 当該申請を行う者に係る外国人生活保護実施関係情報

第27条 条例別表第2の15の項の規則で定める事務は、補助金の交付の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、次に掲げる情報とす

る。

- (1) 当該申請を行う者に係る生活保護実施関係情報
- (2) 当該申請を行う者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報
- (3) 当該申請を行う者又は当該者と同居の若しくは当該者と生計を一にする別居の者に係る市町村民税に関する情報
- (4) 当該申請を行う者に係る介護保険法第18条第1号の介護給付、同条第2号の予防給付又は同条第3号の市町村特別給付の支給に関する情報
- (5) 当該申請を行う者に係る外国人生活保護実施関係情報

第28条 条例別表第2の16の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

- (1) 生活保護法第19条第1項の規定に準じて実施する外国人に対する保護の実施に関する事務 次に掲げる情報
 - イ 生活保護法第6条第2項の要保護者に準ずる外国人若しくは同条第1項の被保護者に準ずる者であった外国人（以下「要保護者等外国人」という。）に係る国民健康保険法（昭和33年法律第192号）又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による保険給付の支給に関する情報
 - ロ 要保護者等外国人に係る児童福祉法第19条の2第1項の小児慢性特定疾病医療費の支給に関する情報
 - ハ 要保護者等外国人に係る児童福祉法第20条第1項の療育の給付の支給に関する情報
 - ニ 要保護者等外国人に係る母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第13条第1項、第31条の6第1項若しくは第32条第1項又は附則第3条若しくは第6条の資金の貸付けに関する情報
 - ホ 要保護者等外国人に係る母子及び父子並びに寡婦福祉法第31条第1号（同法第31条の10において読み替えて準用する場合を含む。）の給付金の支給に関する情報
 - ヘ 要保護者等外国人に係る外国人生活保護実施関係情報又は生活保護法第55条の4第1項の規定に準じて実施する外国人に対する就労自立給付金の支給に関する情報
 - ト 要保護者等外国人に係る児童扶養手当法第4条第1項の児童扶養手当の支給に関する情報
 - チ 要保護者等外国人に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）第17条の障害児福祉手当、同法第26条の2の特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報
 - リ 要保護者等外国人に係る市町村民税に関する情報
 - ヌ 要保護者等外国人に係る母子保健法（昭和40年法律第141号）第20条第1項の養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報
 - ル 要保護者等外国人に係る児童手当法第8条第1項（同法附則第2条第3項におい

て準用する場合を含む。)の児童手当又は特例給付(同法附則第2条第1項の給付をいう。)の支給に関する情報

ヲ 要保護者等外国人に係る介護保険法第18条第1号の介護給付、同条第2号の予防給付又は同条第3号の市町村特別給付の支給に関する情報

ワ 要保護者等外国人に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第6条の自立支援給付の支給に関する情報

カ 要保護者等外国人に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

ヨ 要保護者等外国人に係る身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

タ 要保護者等外国人に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

レ 要保護者等外国人に係る宮崎市遺児福祉手当支給条例第5条の遺児福祉手当の支給に関する情報

ソ 要保護者等外国人に係る宮崎市乳幼児医療費助成に関する条例第6条の助成に関する情報

ツ 要保護者等外国人に係る宮崎市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例第6条の助成に関する情報

ネ 要保護者等外国人に係る宮崎市重度心身障害者医療費助成に関する条例第6条の助成に関する情報

(2) 生活保護法第24条第1項の規定に準じて実施する外国人に対する保護の開始又は同条第9項の規定に準じて実施する外国人に対する保護の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務 前号に掲げる情報

(3) 生活保護法第25条第1項の規定に準じて職権をもって実施する外国人に対する保護の開始又は同条第2項の規定に準じて職権をもって実施する外国人に対する保護の変更に関する事務 第1号に掲げる情報

(4) 生活保護法第26条の規定に準じて実施する外国人に対する保護の停止又は廃止に関する事務 第1号に掲げる情報

(5) 生活保護法第77条第1項又は第78条第1項から第3項までの規定に準じて実施する外国人に対する保護に係る徴収金の徴収(同法第78条の2第1項又は第2項の規定に準じて実施する外国人に対する保護に係る徴収金の徴収を含む。)に関する事務 第1号に掲げる情報

第29条 条例別表第2の17の項の規則で定める事務は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)に定める事務(当該事務を処理するために提供を求める情報として生活保護実施関係情報を定めるものに限る。)とし、同項の規則で定める情報は、外国人生活保護実施関係情報とする。

(条例別表第3に定める事務及び情報)

第30条 条例別表第3の1の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

- (1) 生活保護法第19条第1項の保護の実施に関する事務 要保護者等に係る学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第24条の援助の実施に関する情報
- (2) 生活保護法第24条第1項の保護の開始又は同条第9項の保護の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務 前号に掲げる情報
- (3) 生活保護法第25条第1項の職権による保護の開始又は同条第2項の職権による保護の変更に関する事務 第1号に掲げる情報
- (4) 生活保護法第26条の保護の停止又は廃止に関する事務 第1号に掲げる情報
- (5) 生活保護法第77条第1項又は第78条第1項から第3項までの徴収金の徴収（同法第78条の2第1項又は第2項の徴収金の徴収を含む。）に関する事務 第1号に掲げる情報

第31条 条例別表第3の2の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

- (1) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第1項若しくは第3項の支援給付の支給の実施、平成19年改正法附則第4条第1項の支援給付の支給の実施又は平成25年改正法附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた旧法第14条第1項の支援給付、平成25年改正法附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた旧法第14条第3項の支援給付若しくは平成25年改正法附則第2条第3項の支援給付の支給の実施に関する事務 要支援者等に係る学校保健安全法第24条の援助の実施に関する情報
- (2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項若しくは平成25年改正法附則第2条第1項若しくは第2項の規定によりなお従前の例によることとされた旧法第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法第24条第1項の開始又は同条第9項の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務 前号に掲げる情報
- (3) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項若しくは平成25年改正法附則第2条第1項若しくは第2項の規定によりなお従前の例によることとされた旧法第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法第25条第1項の職権による開始又は同条第2項の職権による変更に関する事務 第1号に掲げる情報
- (4) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項若しくは平成25年改正法附則第2条第1項若しくは第2項の規定によりなお従前の例によることとされた旧法第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法第26条の保護の停止又は廃止に関する事務 第1号に掲げる情報
- (5) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項若しくは平成25年改正法附則第2条第1項若しくは第2項の規定によりなお従前の例によることとされた旧法第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法第77条第1項又は第78条

第1項から第3項までの徴収金の徴収（同法第78条の2第1項又は第2項の徴収金の徴収を含む。）に関する事務 第1号に掲げる情報

第32条 条例別表第3の3の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

- (1) 宮崎市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例第5条第1項の助成対象者であることについての認定の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る学校保健安全法第24条の援助の実施に関する情報
- (2) 宮崎市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例第7条第1項の助成の申請に係る事実についての審査又は同条第3項の保険医療機関等への支払に関する事務 前号に掲げる情報

第33条 条例別表第3の4の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

- (1) 生活保護法第19条第1項の規定に準じて実施する外国人に対する保護の実施に関する事務 要保護者等外国人に係る学校保健安全法第24条の援助の実施に関する情報
- (2) 生活保護法第24条第1項の規定に準じて実施する外国人に対する保護の開始又は同条第9項の規定に準じて実施する外国人に対する保護の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務 前号に掲げる情報
- (3) 生活保護法第25条第1項の規定に準じて職権をもって実施する外国人に対する保護の開始又は同条第2項の規定に準じて職権をもって実施する外国人に対する保護の変更に関する事務 第1号に掲げる情報
- (4) 生活保護法第26条の規定に準じて実施する外国人に対する保護の停止又は廃止に関する事務 第1号に掲げる情報
- (5) 生活保護法第77条第1項又は第78条第1項から第3項までの規定に準じて実施する外国人に対する保護に係る徴収金の徴収（同法第78条の2第1項又は第2項の規定に準じて実施する外国人に対する保護に係る徴収金の徴収を含む。）に関する事務 第1号に掲げる情報

第34条 条例別表第3の5の項の規則で定める事務は、学校保健安全法第24条の援助の対象となる者の認定に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、次に掲げる情報とする。

- (1) 学校保健安全法第24条の保護者（同法第9条に規定する保護者をいう。以下この条において同じ。）に係る生活保護実施関係情報
- (2) 学校保健安全法第24条の保護者に係る児童扶養手当法第4条第1項の児童扶養手当の支給に関する情報
- (3) 学校保健安全法第24条の保護者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報
- (4) 学校保健安全法第24条の保護者又は当該保護者と同居の若しくは当該保護者と生計を一にする別居の者に係る市町村民税に関する情報
- (5) 学校保健安全法第24条の保護者に係る外国人生活保護実施関係情報

第35条 条例別表第3の6の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 学校教育法第19条の援助の対象となる保護者の認定に関する事務 次に掲げる情報

イ 当該保護者に係る生活保護実施関係情報

ロ 当該保護者に係る児童扶養手当法第4条第1項の児童扶養手当の支給に関する情報

ハ 当該保護者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

ニ 当該保護者又は当該保護者と同居の若しくは当該保護者と生計を一にする別居の者に係る市町村民税に関する情報

ホ 当該保護者に係る外国人生活保護実施関係情報

(2) 学用品の購入費、通学用品の購入費等の支給に関する事務 前号に掲げる情報
附 則

この規則は、平成28年1月1日から施行する。ただし、第29条の規定は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。